

岐阜県

発達障害者支援センター

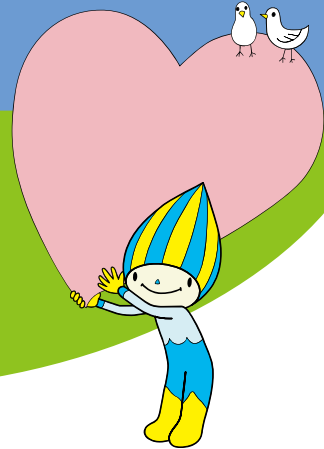
岐阜県発達障害者支援センター

〒502-0854 岐阜市鷺山向井2563-18
岐阜県障がい者総合相談センター2階

電話 058-233-5106(相談専用ダイヤル) FAX 058-233-5131
058-233-5116(事務所)



発達障がいのある人が
安心して生活できる地域づくりをめざします。



<交通アクセス>

※JR 岐阜駅、名鉄岐阜駅前より～バスの乗車時間は約20分

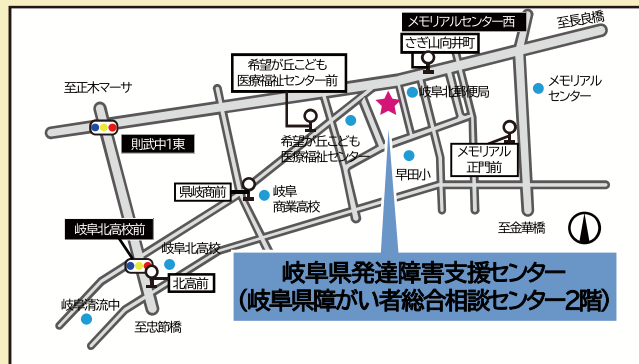
- ・「メモリアル正門前」バス停から約580m (三田洞線)
- ・「岐阜メモリアルセンター北」バス停から約850m、「北消防署前」バス停から約700m (市内ループ線)
- ・「北高前」バス停から約1,050m (岐阜大学・病院線、黒野線等)
- ・「岐阜メモリアルセンター前」バス停から約650m (市内ループ・清流ライナー線)
- ・「さざ山向井町」バス停から約150m (忠節・長良線等)

※ 岐阜駅方面から「さざ山向井町」を通るバスの本数は限られています。

<駐車場>

相談の場合は北側駐車場をご利用ください。(数に限りがあります。)

研修等、相談以外の場合は世界イベント村さざなみ駐車場(3時間100円)をご利用ください。



ホームページはこちら →



発達障がいとは

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものをいいます。



このようなことをしています

<相談支援・発達支援・就労支援>

- ・発達障がい（またはその心配）のある人やそのご家族、支援者に対して、課題の整理や助言、情報提供を行います。
- ・福祉制度やその利用の仕方、関係機関を紹介します。
- ・必要に応じて、関係機関と連携しながら支援を行います。

<家族支援>

- ・ご家族に「学び」や「気づき」、「交流」の場を提供します。

<普及啓発>

- ・発達障がいについて正しく理解してもらうために、研修や啓発事業を行います。

<関係機関支援>

- ・関係機関の支援者向けの研修を行います。
- ・発達障がいのある人が、地域で支援を受けやすくなるよう助言するなど、地域づくりをサポートしていきます。
- ・市町村・関係機関からの発達障がいに関する相談もお受けします。

相談の流れ

※相談は無料です



- まずはお電話ください -
058-233-5106
月～金（祝日・年末年始を除く）
午前9時～午後4時まで

お伝えいただきたいこと

- ・相談対象者について（年齢や居住地等）
- ・困っていることや心配・不安に感じていること

電話相談の場合

【1回30分程度でお願いします】
・情報提供・他機関紹介・助言等
※内容によっては来所相談をお勧めすることがあります。

来所相談の場合

- ・電話にて相談内容をお聞きします。
- ・担当者から改めて連絡します。

来所相談になった場合

来所日時の調整を行い、予約日の決定を行います。

来所相談（約60分程度）

ご相談内容の確認、情報提供、説明、助言等 ※初めての方には受付票の記入をお願いしています。

継続相談

課題の整理
支援方法の検討

他機関への紹介

必要に応じて調整を行います。

関係機関との連携による支援

所属先（利用機関）との情報交換や調整会議など

来所相談時に、できれば持参していただきたいもの

- 母子手帳
- 連絡帳、通知表など
- 知能検査等の結果
- HP掲載の発達調査シート

